

川崎市指令環廃 第23号

許可番号 第05720038805号

## 産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都墨田区両国四丁目38番16号

氏名 黒田興業 株式会社

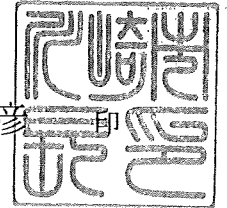
代表取締役 黒田 知憲 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

令和元年5月31日

川崎市長

福田 紀彦



許可の年月日

令和元年6月1日

許可の有効期限

令和6年5月31日

### 1 事業の範囲

#### (1) 事業の区分

中間処理（破碎、圧縮）

#### (2) 産業廃棄物の種類

##### ア 破碎に係るもの

(ア) 廃プラスチック類、(イ) 金属くず、(ウ) ガラスくず

以上3種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

##### イ 圧縮に係るもの

(ア) 金属くず 以上1種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

### 2 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記入すること。）

別記1のとおり

### 3 許可の条件

### 4 許可の更新又は変更の状況

令和元年6月1日 更新許可

### 5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無

別記1

(1) 事業の用に供する施設

施設の種類及び設置年月日	処理能力	所在地
ア 破碎施設 (破碎施設) (設置年月日 平成11年4月1日) (許可年月日 平成11年2月12日) (許可番号 第1066号)	20 t / 日 (廃プラスチック類) 198 t / 日 (金属くず) 90 t / 日 (ガラスくず)	川崎市川崎区鋼管通五丁目50番1ほか (住居表示: 鋼管通五丁目6番1号) (4854.73 m <sup>2</sup> )
イ 圧縮施設 (圧縮施設) (設置年月日 平成11年4月1日)	12.2 t / 日 (金属くず)	

(2) 施設の種類及び能力

施設の種類	処理能力	備考
破碎施設一式	198 t / 日	
圧縮施設一式	12.2 t / 日	

別記1

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。